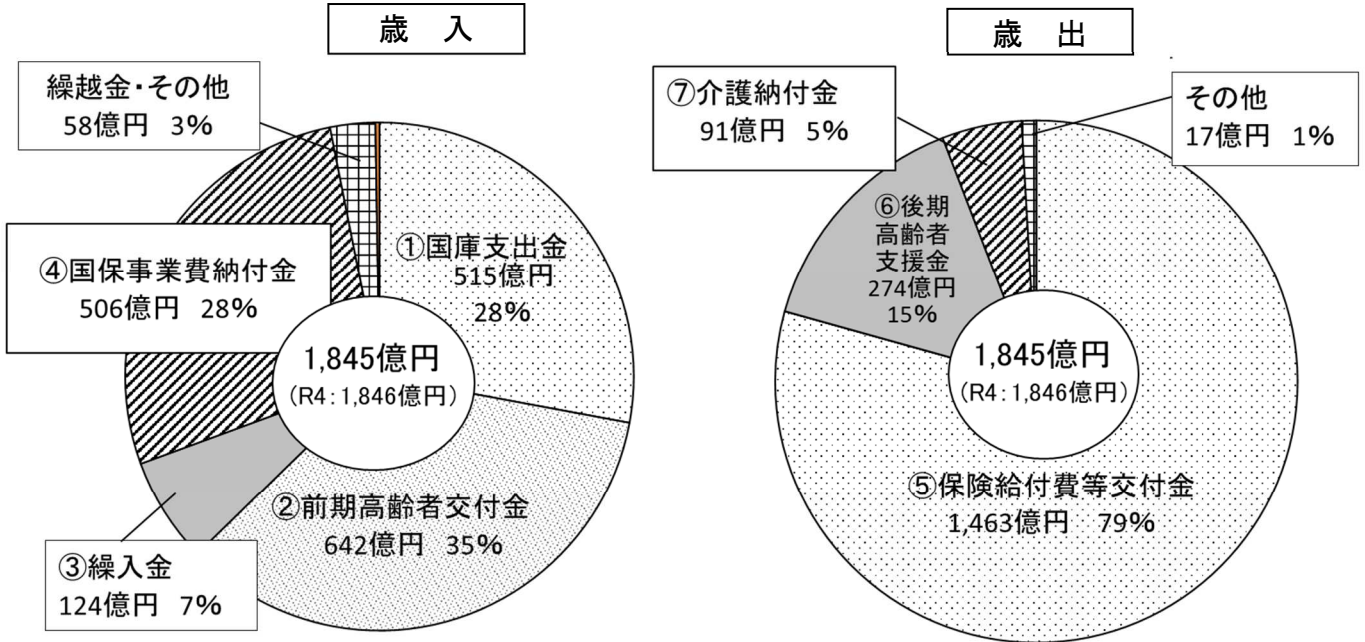


令和5年度長野県国民健康保険特別会計予算(案)

<国民健康保険特別会計の概要>

健康増進課
国民健康保険室

<<歳入歳出の構成>>



- ②前期高齢者交付金
65歳以上の被保険者加入割合に応じ交付される交付金
- ④国保事業費納付金の種類
医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分
- ⑤保険給付費等交付金の種類
【普通交付金】
市町村の保険給付費を全額交付
【特別交付金】
市町村の個別の事情に着目して交付

<参考：当初予算比較>

歳入	金額(億円)		前年比	歳出	金額(億円)		前年比
	R4	R5			R4	R5	
①国庫支出金	531	515	97.0%	⑤保険給付費等交付金	1,483	1,463	98.7%
②前期高齢者交付金	618	642	103.9%	⑥後期高齢者支援金	251	274	109.3%
③繰入金	120	124	103.3%	⑦介護納付金	93	91	98.4%
④国保事業費納付金	513	506	98.7%	その他	19	17	89.9%
繰越金	59	53	89.0%	-	-	-	-
その他	5	5	101.8%	-	-	-	-
合計	1,846	1,845	99.9%	合計	1,846	1,845	99.9%

<<特別会計設置の目的>>

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の徴収や、保険給付に必要な費用の市町村への支払いを行うため、国保財政の収入と支出を管理する特別会計を設置する。

※ 国民健康保険法第10条に基づく設置

○ 国民健康保険特別会計のイメージ

